

葛卷町農業委員会
第13回総会議事録

1 日 時 令和7年7月23日(水) 午後1時34分から午後1時54分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

7 書記（農業委員会事務局）

折 本 誠（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第13回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

また、16番中崎推進委員から遅れると連絡がありましたのでお知らせします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は3番藤森委員、4番明石委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
6月25日	岩手県農業公社との契約会（4A会議室）	折本
6月27日	岩手県農業会議定時社員総会（岩手県産業会館）	門場会長
	市町村委員会会長情報交換会（エスポワールいわて）	門場会長
6月28日	第24回盛岡北部畜産共進会 （JA新しいわて種子センター）	門場会長
6月30日	盛岡地方地域計画推進会議（盛岡地区合同庁舎）	和野
7月1日	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会 （エスポワールいわて）	委員7名、推進委員5名、事務局
7月12日	葛巻町町民憲章除幕式（びっぐテラス）	門場会長
	町民憲章推進協議会定期総会（まき×まきホール）	門場会長
7月15日	町70周年、畜産公社50周年、くずまきワイン40周年記念式典・祝賀会（社会体育館）	委員9名
7月16日	現地確認（町内）	星野委員、折元委員、事務局
7月17日	農業者年金加入推進特別研修会（サンセール盛岡）	久保代理、戸花委員、外平委員、和野
7月18日	農業委員会サポートシステム操作研修会（WEB）	和野、寺畑
7月22日	葛巻町畜産クラスター協議会第1回幹事会 （4C会議室）	折本

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の1ページをご覧ください。1件の申請がございます。

●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑1筆、1,567㎡を、●●●地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は2ページから5ページになります。農地は●●●地区で、今回譲受人の自宅付近となります。調査書は6ページで、申請地の位置図は7ページとなります。なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

この議案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番折元委員にお願いします。

5 番（折元委員）

現地確認の結果を報告します。今回譲り受ける方が隣接する畑の所有者で、自宅も近いこともあり、一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第1号は、原案のとおり決定することといたします。

次に日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の8ページをご覧ください。1件の申請がございます。

申請地は、●●第●●地割字●●●の牧場1筆、159,528㎡のうち、832㎡を風力発電設備の工事作業用地として一時的に使用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。申請書は9ページになります。右側の「4転用の目的に係る事業の資金計画」ですが、工事費は150,000,000円であります。くずまき第二風力発電所の風車の5号機で、倍速機交換工事を行う工事用地として、必要最小限

の面積を使用するものでございます。期間は、許可の日から4ヶ月の予定となっております。10ページに事業計画書、11ページに位置図、12ページに地番図、13ページから15ページに配置図を添付しております。16ページの意見書をご覧ください。「4農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。なお、地区担当の外山推進委員から特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番折元委員にお願いします。

5番（折元委員）

現地確認の結果を報告します。申請のあった土地は、大型機械の移動に必要となる部分を転用するものであり、必要最小限の面積としていることから、作業効率の面からみても妥当と思われれます。また、事業完了後は速やかに原状復帰を行う予定であり、問題はないと思われれます。以上です。

議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第2号は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に日程第6、議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められましたので、資料により説明させていただきます。議案書の20ページをご覧ください。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更する場合、市町村は農業委員会から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容について、ご審議いただくものでございます。

21ページをご覧ください。「1農用地利用計画の変更概要」でございしますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は、町全体の面積でございします。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252haのうち、農用地区域が15,421.22haとなっております。これは集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは8.39haで、このうち現況が農地のものが0.99haとなります。

22 ページをご覧ください。農用地区域から除外される 8.39ha の内訳であります。全て植林案件であり、現況が農地のものが 2 件で、面積は 9,921 m²、現況が農地以外のものが 3 件で、面積は 73,994 m²となっております。

次に案件を 1 件ずつ説明いたします。23 ページをご覧ください。

1 件目ですが、事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は 1 筆、2,350 m²です。周りが山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図りたいというものです。24 ページの検討表をご覧ください。申請地は、山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いので、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われます。位置図は、25 ページから 26 ページに添付しております。

27 ページをご覧ください。

2 件目ですが、事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は 1 筆、58,529 m²です。こちらは登記地目・現況地目ともに山林となっており、伐採後、再造林するものであります。28 ページの検討表をご覧ください。申請地は地目が山林であり、これまで農地として利用されたことがなく、植林して有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、周辺は山林や原野に囲まれており、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われます。位置図は、29 ページから 30 ページに添付しております。

31 ページをご覧ください。

3 件目ですが、事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は 1 筆、5,912 m²です。こちらでも登記地目・現況地目ともに山林となっており、伐採後、再造林するものであります。32 ページの検討表をご覧ください。申請地は地目が山林であり、これまで農地として利用されたことがなく、植林して有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、周辺は山林や原野に囲まれており、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われます。位置図は、33 ページから 34 ページに添付しております。

35 ページをご覧ください。

4 件目ですが、事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は 1 筆、9,553 m²です。こちらは登記地目・現況地目ともに原野となっており、伐採後、再造林するものであります。36 ページの検討表をご覧ください。申請地は地目が原野であり、これまで農地として利用されたことがなく、植林して有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、周辺は山林や原野に囲まれており、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われます。位置図は、37 ページから 38 ページに添付しております。

39 ページをご覧ください。

5 件目ですが、事業計画者が●●●地区の●●●●●●●さんで、除外の申請は 1 筆、7,571 m²です。周りが山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図りたいというものです。40 ページの検討表をご覧ください。申請地は、山林や原野に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いので、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外することについては、特に問題はないものと思われます。位置図は、41 ページから 42 ページに添付しております。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を8番星野委員にお願いします。

8 番（星野委員）

現地確認の結果を報告します。番号1及び番号5の2筆の農地は、すでに原野化していることから、今後も農地としての利用が見込めないものです。隣接で活用されている農地もないことから、除外は妥当と判断しました。番号2及び番号3は地目が山林、番号4は地目が原野であり、これまで農地として利用されておらず、周辺は山林等に囲まれていることから、除外は妥当であると判断しました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第3号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第13回総会を閉会いたします。